

美容所賠償責任補償制度とは…

お客さまにケガをさせたり、お預かりした物をこわしたり…
このようなとき、おわびをするだけでは済みません。
損害賠償責任が発生します。

身体賠償

財物賠償

この制度は、日本国内で美容所の美容業務にかかわる不注意(過失)や、美容施設の欠陥による事故が原因で、補償期間中にお客さまなど第三者にケガをさせたりお客さまの物をこわしたりしたことによって、美容所が法律上の損害賠償責任を負担される場合に補償金をお支払いする補償制度です。損害賠償の認識も高まり賠償額も年々高くなる中、組合員の皆さまのお店の安定経営の一助として、是非美容所賠償責任補償制度にご加入ください。

こんな時にお支払いします

◎美容師法に基づく業務による事故が対象となります。

美容所以外で施術する訪問美容は対象外です。ただし、「疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合」や「社会福祉施設等入所者への訪問美容などは対象となります。」
※婚礼その他の儀式に参列する者や、演劇・映画の出演者等に対する訪問美容は補償の対象となりませんのでご注意ください。

お仕事に関連したもの

業務遂行に起因する賠償責任(身体賠償)



- 薬品や器材の使用を誤り、お客さまの頭皮・毛髪・顔面などに損傷を与えた。
- 社会福祉施設等入所者や、美容所に来ることができない高齢者などの居宅などにて施術中、お客さまにケガをさせた。

業務遂行に起因する賠償責任(財物賠償)



- 施術中誤って、お客さまの衣服を汚した。
- 訪問美容の際、染毛剤で老人ホームの床を誤って汚してしまった。
- お客さまのメガネを床に落としてこわしてしまった。

受託物に起因する賠償責任



- お客さまから一時的にお預かりした携行品(衣服・メガネ・バッグなどの受託物)を不注意によりこわしたり、盗まれた。

人格権侵害・宣伝障害による事故

- 来店されたお客さまを万引犯と間違えて不当に拘束した後、無実であることが判明した。

お店の設備などによるもの

施設や設備等の賠償責任(身体賠償・財物賠償)



- 床が濡れたままになっており、お客さまがころんでケガをした。



- 店の管理不備で、標識灯や看板が飛んだり、倒れたりしたことで、通行人にケガをさせたり、車にキズをつけた。

お支払いする補償金



- 被害者となられたお客さまに支払う損害賠償金(治療費・慰謝料・修理代・洗濯代・その他)、見舞品代



- 事故発生後その損害防止軽減に必要な費用(応急手当・病院への護送費など)



- 訴訟費用や弁護士費用(損保ジャパン日本興亜の事前承認を必要とします。)

掛金と補償額は

①掛金は1店舗あたり年間1,600円です。

- ※掛金は本制度の運営事務費(600円)および保険料(1,000円)で構成されています。
- ※掛金は全て各都道府県美容組合経由の収納となります。(この制度では口座振替を行いません。)
- ※運営事務費は本制度募集にあたって発生する費用(パンフレット発送費、電話代、事務管理費など)に使用されます。

②補償額は

身体賠償	1名につき5,000万円まで	1事故につき1億円まで
財物賠償	1事故につき300万円まで	

受託物に関する補償は補償期間を通じて500万円が限度となります。

受託物のうち、現金およびアクセサリーなどの補償について…

- 現金
盗難のみ対象となり、1事故2万円を限度として実額が補償されます。
- アクセサリー、宝石、貴金属
補償の対象となるものは、時価(損害が発生した地および時における価額)5万円以下の物にかぎります。
※受託物以外のお客さまが身に付けているアクセサリーなどへの損害賠償については、1事故につき300万円まで補償します。

補償金をお支払いできない主な場合

《施設所有管理者賠償責任、昇降機賠償責任、受託者賠償責任、人格権侵害・宣伝障害共通》

- ①故意による事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象による事故
- ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ⑤汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する事故
- ⑥石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故

《施設所有管理者賠償責任固有》

- ①美容所の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する事故
- ②航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または美容所外における船、車両(自動車および原動力がもつぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁入する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する事故
- ④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等に起因する事故
- ⑤パーマメントウェーブ用剤をまつ毛パーマなど本来の目的以外に使用したことによる事故
- ⑥仕上がりが(髪型、毛染の色など)不良
- ⑦美容師法、都道府県等条例に違反する訪問美容などにおける事故
- ⑧婚礼など美容所以外の場所に訪問して施術した場合の事故。(「疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合」や「社会福祉施設等入所者への訪問美容などは対象となります。」)

《昇降機賠償責任固有》

- ①昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する事故
- ②修理、保守、点検等のために使用される材料または部品(支給財物)の損壊による事故

《受託者賠償責任固有》

- ①お客さまから預けられていない携行品の盗難、紛失による事故
- ②お客さまが店頭で置いた自転車、バイク、自動車などの盗難、破損による事故
- ③お客さまから預かった貨幣、紙幣の紛失による事故
- ④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等に起因する事故

《人格権侵害・宣伝障害固有》

- ①採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する事故
- ②最初の行為が補償期間の初日前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する事故
- ③契約違反による宣伝障害に起因する事故。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ④宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する事故

その他にも、お支払いできない場合がありますので、詳しくは支部・組合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
※仕事の結果に起因して発生した賠償事故については補償されません。(事故例)カラー施術の後日、シャンプーや汗によりお客さまの寝具や衣服を汚してしまった。

など